

三朝町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置について

【要綱第3条、別表第2第10号】

企業名	所在地	指名停止期間		指名停止事由
水道機工株式会社 広島支店	広島県広島市中区橋本町10番6号	1か月	令和5年5月26日から 令和5年6月25日まで	不正又は不誠実な行為
株式会社水機テクノス 広島営業所	広島県広島市中区橋本町10番10号			